法第十七条の三十六第十項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しよう」と、「地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」と、第四十条本文中「法第十七条の三十六第十五項」とあるのは「法第十七条の四十二の規定により読み替えられた法第十七条の三十六第十五項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百十九号

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第百八十号）の施行に伴い、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十日

厚生労働大臣　加藤　勝信

○厚生労働省令第百二十号

水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第二十条の十五第二項（同法第三十四条の四において準用する場合を含む。）及び第三十九条第四項（同法第四十条第九項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、水道法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年六月十日

水道法施行規則の一部を改正する省令

水道法施行規則（昭和三十二年厚生省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

法第十七条の三十六第十一項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第六号に掲げる事項を記載しよう」と、「地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第七十条第二項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしてはならない場合又は同法第七十条第四項若しくは第五項の規定により同法第四十一条第一項本文の指定をしないことができる場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」と、第四十条本文中「法第十七条の三十六第十六項」とあるのは「法第十七条の四十二の規定により読み替えられた法第十七条の三十六第十六項」と、「都道府県知事の同意を得よう」とあるのは「地域住宅団地再生事業計画に同条第四項第八号に掲げる事項を記載しよう」と、「地域住宅団地再生事業計画に次に掲げる事項を記載した書類を付してする」とあるのは「当該事項が、次に掲げる事項に照らして介護保険法第百十五条の二第二項の規定により同法第五十三条第一項本文の指定をしてはならない場合に該当しないと認める場合に限り、記載することができる」とする。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則（平成三十年厚生労働省令第百五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（認定の請求） **第二条**　（略） 2　（略） 3　前項第三号の老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年（一月から七月までの月分の老齢年金生活者支援給付金については、前々年）の所得（令第四条の規定によって計算した所得の額をいう。第十七条第三項において同じ。）が法第二条第一項に規定する政令で定める額を超えない事実についての市町村長の証明書 二・三　（略） 4～6　（略） （認定の請求） **第十七条**　（略） 2　（略） 3　前項第三号の老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年（一月から七月までの月分の老齢年金生活者支援給付金については、前々年）の所得が法第十条第一項に規定する政令で定める額を超えない事実についての市町村長の証明書 二・三　（略） 4～6　（略）	（認定の請求） **第二条**　（略） 2　（略） 3　前項第三号の老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年（一月から七月までの月分の老齢年金生活者支援給付金については、前々年）の所得（令第四条の規定によって計算した所得の額をいう。第十七条第三項において同じ。）が七十七万九千三百円を超えない事実についての市町村長の証明書 二・三　（略） 4～6　（略） （認定の請求） **第十七条**　（略） 2　（略） 3　前項第三号の老齢・補足的老齢年金生活者支援給付金所得・世帯状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一　前年（一月から七月までの月分の補足的老齢年金生活者支援給付金については、前々年）の所得が八十七万九千三百円を超えない事実についての市町村長の証明書 二・三　（略） 4～6　（略）

附　則

この省令は、令和二年八月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信